

革新的技術導入・調査研究推進総合支援事業（継続）

【平成19年度概算決定額：11,786（14,330）千円】

対策のポイント

重要な農政課題解決につながる効果的な普及指導を行うため、革新的技術の普及手法に係る知識・情報の集約や調査研究の円滑な実施を支援します。

（例）

集落営農の育成や革新的技術の確立、女性起業等の普及活動事例の優事例分析が行われるとともに、若手普及指導員向けの普及手法マニュアルが策定され、現場の指導活動において活用されています。

政策目標

【効果的・効率的な普及事業の推進】

担い手の育成及び技術の普及に係る普及指導センターの目標達成割合

100%（平成21年度）

< 内容 >

1．革新的技術導入の支援

革新的技術の普及手法やその導入効果を共有し、都道府県を越えた知識・情報の集約を図るため、全国及び各ブロックにおいて協議会を開催するとともに、活動事例集や支援活動マニュアルを作成します。

2．調査研究の推進

「現場ニーズ対応型調査研究」から得られた知見等の共有化と普及指導員相互の連携強化を図るため、普及指導員を対象とした調査研究会を開催します。

【補助率：10 / 10】

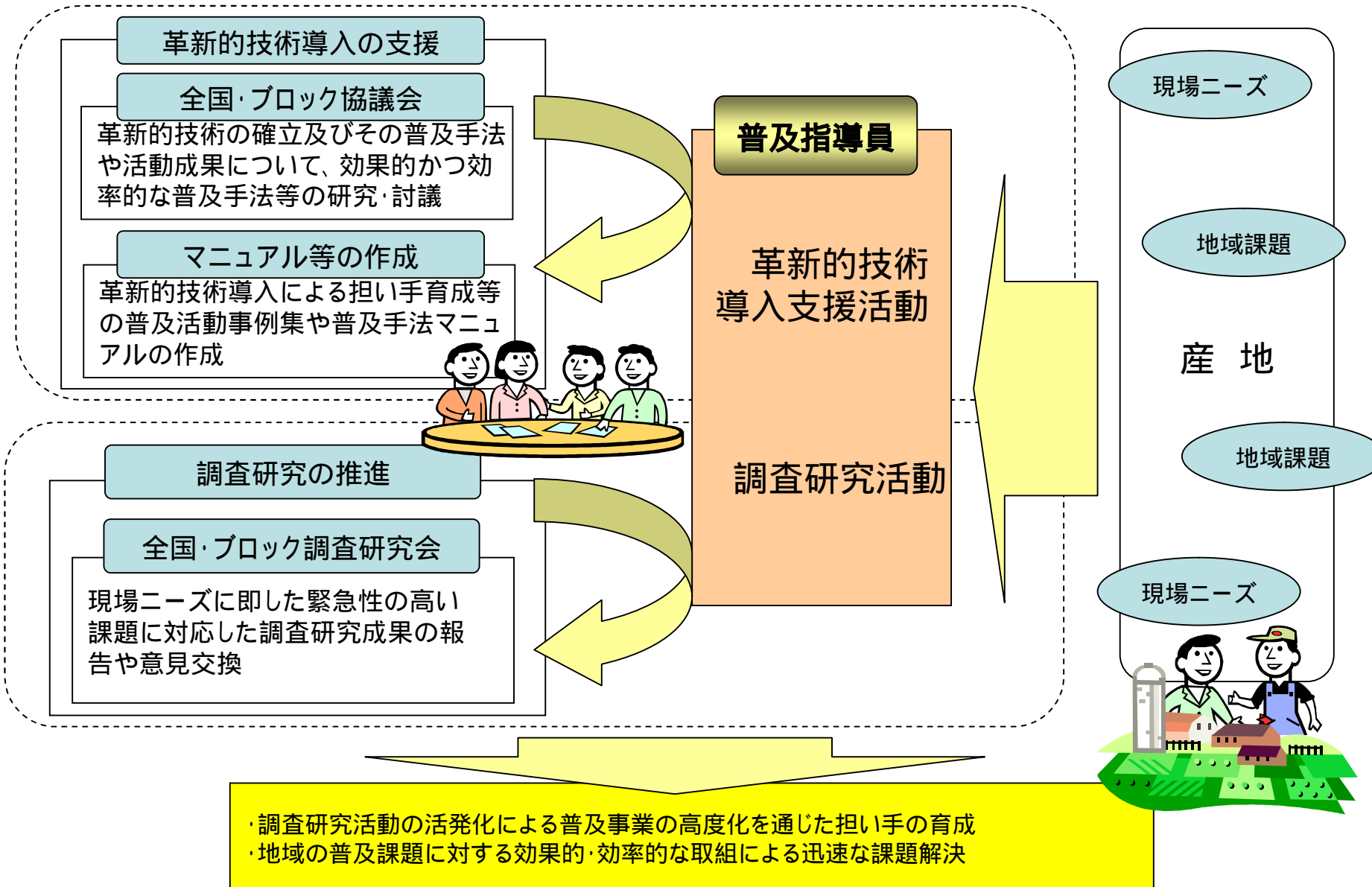
< 事業実施主体 > 民間団体

< 事業実施期間 > 平成15年度から平成22年度まで

[担当課：経営局普及・女性課（03 - 3593 - 6497（直））]

革新的技術導入・調査研究推進総合支援事業

担い手の育成・確保等を図るため、革新的技術の導入による経営の発展を支援することが重要
革新的技術の普及手法について、都道府県を越えた知識・情報の集約を図り、普及指導員の調査研究の円滑な実施を図る。



・調査研究活動の活発化による普及事業の高度化を通じた担い手の育成
・地域の普及課題に対する効果的・効率的な取組による迅速な課題解決